平成２３年（フ）第９号
高知県安芸市伊尾木1125番地３
債務者　田邊　誠貫
１　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第１号
福岡県久留米市田主丸町以真恵253番地５グリーンリーフ９番館201号、旧住所長崎県北松浦郡小値賀町前方郷3779番地１
債務者　近藤　奈美
１　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３０号
福岡県久留米市東櫛原町346番地１組坂ビルＮｏ．９　201号
債務者　前川　憲史（旧姓東）
１　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１０号
沖縄県石垣市字登野城118番地
債務者　前島　邦造
１　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第３２号
宮城県栗原市高清水影の沢38番地44
債務者　木川田　新
１　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
福島県白河市寺小路24番地　丸伊荘６号室、前住所福島県白河市桜町17番地
債務者　班目　良子
１　決定年月日時　平成23年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
富山市上飯野新町２丁目89　川村鉄建工業押川工業、住民票上の住所宮崎県東諸県郡国富町大字八代北俣1372番地63
債務者　吉岡　明広
１　決定年月日時　平成23年３月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８号
富山市黒瀬278番地１　エクセラン黒瀬202号
債務者　髙田　千怜
１　決定年月日時　平成23年３月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６号
長野市川中島町今井583番地の３
債務者　清水　由之
１　決定年月日時　平成23年３月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
神戸市中央区北長狭通６丁目２番15―401号
債務者　旅旅リンク．コムこと　竹中　康裕
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５６号
神戸市東灘区魚崎北町２丁目１番26号　松田ビル51号
債務者　植松　暢之
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０２号
神戸市兵庫区熊野町４丁目４番16号
債務者　久次米里美（旧姓松本）
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０５号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目27番地２　２棟503号
債務者　國宗千鶴子
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１６号
神戸市北区ひよどり台１丁目１番地113棟204号、従前の住所神戸市西区玉津町出合205番地の１
債務者　成田　浩充
１　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６号
奈良県吉野郡大淀町大字北野115番地の２
債務者　江川　親安（旧姓北株）
１　決定年月日時　平成23年３月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第３８９号
広島県福山市水呑町1420番地
債務者　奥林英美子
１　決定年月日時　平成23年３月２日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第４４号
広島県福山市南松永町２丁目18番20号シャーメゾン南松永102、旧住所広島県福山市南松永町２丁目11番８号
債務者　岡田　将一
１　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係